令和2年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和2年3月27日 午前10時00分開議

| 日程番号 | 議案番号 | 事 | 件 | 名 |
|------|--------------------|---------------------------------|-----------|---------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員 | の指名 | |
| 第2 | 議案第7号 | 飛騨市監査委員 | 条例の一部を改正 | きする条例について |
| 第3 | 議案第8号 | 飛騨市地域公共 | 交通事業に関する | 条例の一部を改正する条例について |
| 第4 | 議案第9号 | 飛騨市議会の議 の一部を改正する | |)職員の公務災害補償等に関する条例 |
| 第5 | 議案第10号 | 飛騨市職員の服 | 務の宣誓に関する | 条例の一部を改正する条例について |
| 第6 | 議案第11号 | 飛騨市積立基金 | 条例の一部を改正 | する条例について |
| 第7 | 議案第12 号 | 飛騨市総合政策 | 審議会設置条例の |)一部を改正する条例について |
| 第8 | 議案第13号 | 飛騨市過疎地域 | 自立促進計画の変 | で更について |
| 第9 | 議案第14号 | 飛騨市障がいの いて | ある人もない人もタ | 安心して共に暮らせるまちづくり条例につ |
| 第10 | 議案第15号 | 飛騨市障がい児 | 通所支援施設条例 | 川の一部を改正する条例について |
| 第11 | 議案第16号 | 飛騨市介護保険 | 条例の一部を改正 | する条例について |
| 第12 | 議案第17号 | 飛騨市医療・福祉 | 止専門職員就職準 | 備貸付金貸与条例について |
| 第13 | 議案第18号 | 飛騨市医療•福祉 | 止体制整備基金条 | 例の一部を改正する条例について |
| 第14 | 議案第19号 | 飛騨市国民健康 | 保険条例の一部を | み正する条例について |
| 第15 | 議案第20号 | 飛騨市印鑑条例 | の一部を改正する | 条例について |
| 第16 | 議案第21号 | 飛騨市福祉医療 | 費助成に関する条 | 例の一部を改正する条例について |
| 第17 | 議案第22号 | 飛騨市手数料徴 | 収条例の一部を改 | z正する条例について |
| 第18 | 議案第23号 | 飛騨市消防団員 する条例につい ⁻ | | 与、服務等に関する条例の一部を改正 |
| 第19 | 議案第24号 | 飛騨市使用料徴 | 収条例の一部を改 | z正する条例について |
| 第20 | 議案第25号 | 飛騨市スポーツが | 施設条例の一部を | 改正する条例について |
| 第21 | 議案第42号 | 飛騨市国民健康 例について | 保険病院事業の認 | 设置等に関する条例の一部を改正する条 |

| 日程番号 | 議案番号 | 事 | 件 | 名 |
|------|--------|-------------------|-----------|--------------------|
| | | | | |
| 第22 | 議案第57号 | 飛騨市犯罪被害 | 者等支援条例につ | りいて |
| 第23 | 議案第26号 | 飛騨市廃棄物の て | 処理及び清掃に関 | 目する条例の一部を改正する条例につい |
| 第24 | 議案第27号 | 松ヶ丘公園斎場 規約について | の使用に係る事務 | の委託に関する規約の一部を改正する |
| 第25 | 議案第28号 | 飛騨市火葬場条 | :例の一部を改正す | る条例について |
| 第26 | 議案第29号 | 飛騨市水道事業 | の設置等に関する | 条例の一部を改正する条例について |
| 第27 | 議案第30号 | 飛騨市水道事業 | 給水条例の一部を | で改正する条例について |
| 第28 | 議案第31号 | 飛騨市林業・木工 | L技術者等修学資 | 金貸与条例について |
| 第29 | 議案第32号 | 飛騨市林業・木工 | 工技術者育成確保 | 推進基金条例について |
| 第30 | 議案第33号 | 飛騨市家畜診療 | 所設置条例につい | NT. |
| 第31 | 議案第34号 | 飛騨市産業動物 | 獣医療体制確保対 | 対策基金条例について |
| 第32 | 議案第35号 | 飛騨市観光施設 | :条例の一部を改正 | Eする条例について |
| 第33 | 議案第36号 | 飛騨市県営中山 条例について | 間地域総合整備乳 | 事業分担金徴収条例の一部を改正する |
| 第34 | 議案第37号 | 飛騨市農林業用 例について | 施設災害復旧工事 | 事分担金徴収条例の一部を改正する条 |
| 第35 | 議案第38号 | 市道路線の廃止 | について | |
| 第36 | 議案第39号 | 市道路線の認定 | について | |
| 第37 | 議案第40号 | 飛騨市市営住宅 | 条例の一部を改正 | Eする条例について |
| 第38 | 議案第41号 | 飛騨市都市公園 | 条例の一部を改正 | Eする条例について |
| 第39 | 議案第43号 | 令和2年度飛騨 | 市一般会計予算 | |
| 第40 | 議案第44号 | 令和2年度飛騨 | 市国民健康保険特 | 別会計予算 |
| 第41 | 議案第45号 | 令和2年度飛騨 | 市後期高齢者医療 | 特別会計予算 |
| 第42 | 議案第46号 | 令和2年度飛騨 | 市介護保険特別会 | 計予算 |
| 第43 | 議案第47号 | 令和2年度飛騨 | 市公共下水道事業 | 特別会計予算 |
| 第44 | 議案第48号 | 令和2年度飛騨 | 市特定環境保全公 | ·共下水道事業特別会計予算 |

| 日程番号 | 議案番号 | 事 | 件 | 名 |
|------|--------|----------|-----------------------|---------------|
| 第45 | 議案第49号 | 令和2年度飛騨市 | ī農村下水道事業∜ | 特別会計予算 |
| 第46 | 議案第50号 | 令和2年度飛騨市 | ī個別排水処理施 詞 | 投事業特別会計予算 |
| 第47 | 議案第51号 | 令和2年度飛騨市 | ī下水道汚泥処理될 | 事業特別会計予算 |
| 第48 | 議案第52号 | 令和2年度飛騨市 | ī駐車場事業特別 : | 会計予算 |
| 第49 | 議案第53号 | 令和2年度飛騨市 | 5情報施設特別会詞 | 計予算 |
| 第50 | 議案第54号 | 令和2年度飛騨市 | ī給食費特別会計 ⁻ | 予算 |
| 第51 | 議案第55号 | 令和2年度飛騨市 | ī水道事業会計予算 | 算 |
| 第52 | 議案第56号 | 令和2年度飛騨市 | ī国民健康保険病 Ñ | 院事業会計予算 |
| 第53 | 議案第62号 | 損害賠償の額の決 | 定定について | |
| 第54 | 報告第1号 | 損害賠償の額の決 | 定定について | |
| 第55 | | 飛騨市選挙管理 | 委員及び同補充員 | の選挙 |
| 第56 | | 閉会中の継続調査 | 查申出書(総務常任 | 任委員会) |
| 第57 | | 閉会中の継続調査 | 查申出書(産業常任 | 壬委員会) |
| 第58 | | 閉会中の継続調 | 查申出書(議会運営 | 宫委員会) |

本日の会議に付した事件

| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
|-------|--------|---|
| 日程第2 | 議案第7号 | 飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第8号 | 飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第9号 | 飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 |
| 日程第5 | 議案第10号 | の一部を改正する条例について 飛騨市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第11号 | 飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第12号 | 飛騨市総合政策審議会設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第13号 | 飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第9 | 議案第14号 | 飛騨市障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくり条例につ |
| 日程第10 | 議案第15号 | いて 飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第16号 | 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第17号 | 飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例について |
| 日程第13 | 議案第18号 | 飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第19号 | 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第20号 | 飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第21号 | 飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第22号 | 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第23号 | 飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正 する条例について |
| 日程第19 | 議案第24号 | 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第25号 | 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第42号 | 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 |
| 日程第22 | 議案第57号 | 例について 飛騨市犯罪被害者等支援条例について |
| 日程第23 | 議案第26号 | 飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につい |
| 日程第24 | 議案第27号 | て 松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する |
| 日程第25 | 議案第28号 | 規約について 飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第26 | 議案第29号 | 飛騨市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第27 | 議案第30号 | 飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第28 | 議案第31号 | 飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例について |
| 日程第29 | 議案第32号 | 飛騨市林業・木工技術者育成確保推進基金条例について |
| 日程第30 | 議案第33号 | 飛騨市家畜診療所設置条例について |
| 日程第31 | 議案第34号 | 飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例について |

| 日程第32 | 議案第35号 | 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について |
|-------|--------|---|
| 日程第33 | 議案第36号 | 飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する 条例について |
| 日程第34 | 議案第37号 | 飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部を改正する条 例について |
| 日程第35 | 議案第38号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第36 | 議案第39号 | 市道路線の認定について |
| 日程第37 | 議案第40号 | 飛騨市市営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第38 | 議案第41号 | 飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第39 | 議案第43号 | 令和 2 年度飛騨市一般会計予算 |
| 日程第40 | 議案第44号 | 令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第41 | 議案第45号 | 令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第42 | 議案第46号 | 令和 2 年度飛騨市介護保険特別会計予算 |
| 日程第43 | 議案第47号 | 令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第44 | 議案第48号 | 令和2年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第45 | 議案第49号 | 令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算 |
| 日程第46 | 議案第50号 | 令和2年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算 |
| 日程第47 | 議案第51号 | 令和2年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算 |
| 日程第48 | 議案第52号 | 令和 2 年度飛騨市駐車場事業特別会計予算 |
| 日程第49 | 議案第53号 | 令和 2 年度飛騨市情報施設特別会計予算 |
| 日程第50 | 議案第54号 | 令和 2 年度飛騨市給食費特別会計予算 |
| 日程第51 | 議案第55号 | 令和 2 年度飛騨市水道事業会計予算 |
| 日程第52 | 議案第56号 | 令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算 |
| 日程第53 | 議案第62号 | 損害賠償の額の決定について |
| 日程第54 | 報告第1号 | 損害賠償の額の決定について |
| 日程第55 | | 飛騨市選挙管理委員及び同補充員の選挙 |
| 日程第56 | | 閉会中の継続調査申出書(総務常任委員会) |
| 日程第57 | | 閉会中の継続調査申出書(産業常任委員会) |
| 日程第58 | | 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会) |

〇出席議員(13名)

小笠原美保子 1番 2番 雅 水 上 廣 敬 信 3番 谷 4番 上 ケ 吹 豊 孝 井 浩 5番 端 澤 朗 6番 史 7番 住 美 田 清 德 島 純 次 8番 9番 文 博 前 Ш 10番 野 村 勝 憲 11番 籠 山恵美子 原 子 高 邦 12番 谷 德 13番 葛 寛.

〇欠席議員(なし)

○説明のため出席した者 の職氏名

市長 都 竹 淳 也 副市長 湯之下 明宏 教育長 沖 畑 康 子 代表監査委員 福 田 幸 博 御手洗 裕己 理事兼企画部長 会計管理者 +松 昭 英 総務部長 泉 原 利 匡 誠 市民福祉部長 柚 原 大 坪 環境水道部長 達 也 農林部長 青 垣 俊 司 商工観光部長 清 水 貢 基盤整備部長 青 木 孝 則 病院管理室長 佐 藤 直 樹 教育委員会事務局長 谷 尻 孝 之 消防長 中 畑 也 和 財政課長 之 洞 \Box 廣

○職務のため出席した 事務局員

議会事務局長野村賢一書記赤谷真依子

◆開議

◎議長(葛谷寛德)

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元の配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長(葛谷寛德)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8 8条の規定により1番、小笠原議員、2番、水上議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第7号 飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例について から

日程第22 議案第57号 飛騨市犯罪被害者等支援条例について

◎議長(葛谷寛德)

日程第2、議案第7号、飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例についてから日程第2、議案第57号、飛騨市犯罪被害者等支援条例までの合計21案件につきまして会議規則第35条の規定により一括して議題とします。これら21案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔総務常任委員長 住田清美 登壇〕

●総務常任委員長(住田清美)

おはようございます。それでは、総務常任委員会に付託されました議案第7号から、議 案第25号、議案第42号及び議案第57号の21案件につきまして、審査の概要、並び に結果について報告をいたします。

去る、3月19日、午後1時より委員会室で審査を行いました。

はじめに、議案第7号について申し上げます。本案は、自治法の改正により、既存の引用条文に条ずれが生じたため、引用箇所を改正するものです。質疑では、事例は今までにあるのかという質問があり、記憶にはないとの答弁でした。

次に、議案第8号について申し上げます。本案は、ふるかわ循環乗合タクシーの廃止及 び回数券の導入に伴う改正であります。質疑では、回数券は市外の方でも買えるのか、と の質問があり、どなたでも購入可能であるとの答弁でした。

次に、議案第9号について申し上げます。本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、 これまで賃金としての支給でしたが、常勤職員と同様に、給料、手当等の支給対象となっ たため、補償基礎額についても常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする条例改正です。質疑では、適用される職員は、正職員と同じで災害補償もよくなるのかという質問がありましたが、制度は変わらず、会計年度任用職員も対象になるということであり、補償が上がるとか下がるとかではないとの答弁でした。

次に、議案第10号について申し上げます。本案は、会計年度任用職員の服務の宣誓について任命権者が別段の定めができる旨を規定するための改正です。改正の内容は、会計年度任用職員の服務の宣誓方法につき、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるようにするための改正です。

質疑では、「ふさわしい」とはどういうことか、との質問がありましたが、正職員は任命権者の前で宣誓することになっているが、会計年度任用職員は、面前での宣誓のほか、宣誓書を提出させる方法も考えているとの答弁でした。また、任用期間が切れるたびに提出し直すのかとの問いには、最初の1回で良いとの答弁でした。

次に、議案第11号について申し上げます。本案は、飛騨市鉄道資産整理基金の目的の変更と、森林整備促進基金を設置するため改正を行うものです。質疑では、維持管理経費の使途などについての質問があり、駅舎の屋根塗装などの施設補修や、過去には安全点検調査などにも使われたことがあるが、主に運用益を活用するようにしているとの答弁がありました。

また、森林整備促進基金についても質問があり、これは、財源が森林を整備するための 森林環境譲与税であること、今年度は官行造林の購入等に充てたが、予算に残余が発生し たため当該基金に積み立てること、今後も清算後に基金に積み立てていく方針であると の答弁がありました。

次に、議案第12号について申し上げます。本案は、総合政策審議会の委員数を15人以内から20人以内へ増員し、必要に応じて部会を設置できるとするものです。質疑では、審議会委員の選出方法に係る質問などがありましたが、委員は各分野から選出しているが、当該分野の意見だけでなく、個人としての見識による意見をいただけていることから、公募による委員は選ばないが、さまざまな方の声は、広聴活動の中でも意見を拾っていくとの答弁がありました。

次に、議案第13号について申し上げます。本案は、過疎地域自立促進計画に事業を追加するためのものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第14号について申し上げます。本案は、健常者を前提につくられている社会の仕組みの中で、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりのために、市や市民、事業者などの責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めた条例です。質疑では、これをどうやって市民に伝えるのかという質問があり、広報や同報無線、ホームページなど、さまざまな手段で伝えていきたいとの答弁がありました。また、パートナーシップ制度についても含まれるのかという質問には、内容的に違うものであるとの答弁でした。

次に、議案第15号について申し上げます。本案は、神岡ことばの教室の移転に伴い、 所在地を改正する条例です。質疑はありませんでした。

次に、議案第16号について申し上げます。本案は、令和2年度における低所得者の介護保険料額を軽減するための改正です。質疑では、対象者の数はどれくらいかとの質問があり、第1段階から第3段階でおよそ23パーセントが対象になるとの答弁でした。

次に、議案第17号について申し上げます。本案は、市外から医療・福祉専門職員として市内へ就職する方に対し就職準備資金を貸し付け、人材を確保するため規則を定めていますが、今回諸要件を定め、運用の仕組みを整えるため、条例化するものであります。 質疑では、貸与者数を市長が決定するのはなぜかという質問があり、実際には適用がないだろうが、基金残高の関係でそうしているとの答弁でした。

また、なぜ今回条例化するのかとの質問に対しては、規則だと、貸付金の返還免除に際 し、債権の放棄の議決を個別にとる必要が出てくるため、規則は廃止し、条例化して包括 的に運用したいとの答弁でした。申込者の数は、昨年からことしにかけて、予定を含め合 計18名とのことでした。

次に、議案第18号について申し上げます。本案は、飛騨市医療・福祉体制整備基金を 活用して実施する事業の見直しによる改正です。質疑はありませんでした。

次に、議案第19号について申し上げます。本案は、国民健康保険法施行令等の改正による改正で、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の引き上げと、低所得者に対する保険料の軽減措置の拡大のため、所得判定基準を引き上げるものです。質疑では、施行日を公布の日とすることはできないのかとの質問があり、国の政令に準じた改正であるので変えられないが、災害や今回の新型コロナウイルス関係で、著しく収入が減った場合などは、条例による軽減措置を、定めたとおり実施するとの答弁がありました。

また、本案では市民への周知方法についての質問もありましたが、今回の新型コロナウイルスに関し、ケーブルテレビや同報無線でメッセージを流したが、反響が大きかったので、今回いろいろトライアルをして、工夫を重ねたいという市長答弁もありました。

次に、議案第20号について申し上げます。本案は、成年被後見人が要件を満たした場合、印鑑登録を受けることができるようにするための改正です。質疑では、いままでにこういった事例を受け付けたことがあるのかとの質問があり、いままでは条例でできなかったが、市内の成年被後見人の数は20人くらいであるとの答弁でした。

また、これによってどんなふうに変わるかとの質問には、いままでは後見人の印鑑で契約していたのが、成年被後見人の印鑑で契約できることとなる。今回の改正は、成年被後見人が印鑑登録できないという欠格条項を改めるものであるとの答弁でした。

次に、議案第21号について申し上げます。本案は、乳幼児等に係る福祉医療助成の対象者を、15歳から18歳に引き上げるための改正です。質疑では、どれくらいの負担になるのかという質問があり、708人の対象者で、一人当たりの医療費は約1万3,000円という推計をしているが、償還払いなので約半分を予算化した。ことし1年実施して

検討するとの答弁がありました。また、この制度は続けるつもりがあるのかとの質問には、 今一番お金がかかるのが高校、大学で、ここの保護者を支援したい、やめるとなれば議決 も必要で、ひとつの決意をもって向かいたいとの答弁がありました。

次に、議案第22号について申し上げます。本案は、圧縮水素自動車燃料装置用容器に 係る容器検査の方法が確立され検査が可能となったことにより、当該検査の手数料を定 めるための改正です。質疑では、別表の変更箇所の確認がありました。

次に、議案第23号について申し上げます。本案は、消防団員の定員を実員数に近づけるための改正と、年報酬・費用弁償を個人支給とするための改正です。質疑では、なぜいままで改正できなかったのかという質問があり、県からも指摘されていたが、分団の運営資金確保のため、幹部会においてもなかなか踏み切れなかったとの答弁でした。また、活動実績のない団員は、平成30年度で31名あったとのことです。

次に、議案第24号について申し上げます。本案は、神岡町上村地区のコミュニティー施設の料金改正と、宮川町地内の2つの広場がスポーツ施設から削除されるための改正です。質疑はありませんでした。

次に、議案第25号について申し上げます。本案は、宮川町地内の2つの広場をスポーツ施設から削除するため、及び坂巻公園テニス場を廃止するための改正です。質疑はありませんでした。

次に、議案第42号について申し上げます。本案は、老人保健施設たかはらを、介護医療院に機能転換することによる改正です。質疑はありませんでした。

最後に、議案第57号について申し上げます。本案は、犯罪被害者等基本法のもと犯罪被害者等の支援に関し、市及び市民の責務等を定め、市民の協力を得ながらその体制を安定的かつ継続的に推進するための条例です。平成30年より、警察から条例制定についての要望がありましたが、刑法犯認知件数の少ない飛騨市では、犯罪被害者以外にも、事故や病気等で急に家族や親族を失った方も幅広く支援したい、そういう思いで今まで犯罪被害者に限定したこの条例を制定せずにいました。しかしながら、飛騨市をのぞく県内の市町村ではすべて制定済みのため、今回制定に踏み切ったとのことでした。なお、あわせて終活支援を進める中で、今後全体として条例のあり方を検討したいとの説明もありました。質疑では、規則は定まっているか、との問いに対し、今の段階では、定まっていないとの答弁がありました。

また、生活保護の受給者が支援金の支給を受けた場合、保護が停止にならないかとの質問には、生活保護のルールは守らなければいけないが、しっかり勉強したいとの答弁がありました。

さらに、犯罪と認定されたケースのフォローなのかという質問には、認定されていなく ても通常の生活が断ち切られる場合があるので、この条例を先行させたくなかった。条例 はつくるが、終活支援を発展させ、カバーしていきたいという考えであるとの答弁でした。 当委員会に付託されました、これら21案件については、いずれも討論は無く、全会一 致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 住田清美 着席〕

◎議長(葛谷寛德)

以上で報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑はありませんか。 (「なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛德)

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入ります。議案第7号から議案第25号、及び議案第42号、議案第57号の21案件については、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決いたします。

議案第7号から議案第25号、及び議案第42号、議案第57号の21案件について委員長の報告は可決であります。これら21案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よってこれら21案件については、原案のとおり可決されました。

◆日程第23 議案第26号 飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す る条例について

から

日程第38 議案第41号 飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について

◎議長(葛谷寛德)

日程第23、議案第26号、飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第38、議案第41号、飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例についてまでの16案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

これら16案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任 委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔產業常任委員長 井端浩二 登壇〕

●産業常任委員長(井端浩二)

皆さん、おはようございます。それでは、産業常任委員会に付託されました議案第26 号から議案第41号までの16案件につきまして、審査の概要と結果について報告いた します。

去る、3月19日、委員会室にて審査を行いました。

はじめに、議案第26号について申し上げます。本案は、引用する法律の改正による条

ずれ箇所を修正するための条例改正です。質疑はありませんでした。

次に、議案第27号について申し上げます。本案は、高山市上宝町及び奥飛騨温泉郷の住民が松ヶ丘公園斎場を使用する場合の許可事務を高山市へ委託していますが、光明苑も同様にしてほしいと高山市から要望があったものです。

また、議案第28号は、同じく高山市上宝町及び奥飛騨温泉郷の住民が松ヶ丘公園斎場を使用する場合、使用料は無料で、高山市が相当額を負担していますが、これについても、 光明苑も同様の扱いとしてほしいと高山市から要望があったものです。

この2件の審査では、国府町からの利用者は何名程度なのかとの質問には、平成30年度で58名であったとの答弁が、また、逆に飛騨市民が高山市の火葬場を利用した場合の使用料はどうなるのかとの質問には、個人として支払ってもらい、飛騨市が負担する規定はないとの答弁でした。

次に、議案第29号について申し上げます。本案は、自治法改正による条ずれ箇所を修 正するための条例改正です。質疑はありませんでした。

次に、議案第30号について申し上げます。本案は、水道法の一部改正により指定給水 装置工事事業者の指定について、新たに5年ごとの更新制度が導入されたことに伴う条 例改正です。質疑はありませんでした。

次に、議案第31号及び議案第32号について申し上げます。本案は、市内で林業や木製品製造業に従事しようとする学生のための修学資金貸与と、その財源となる基金を設置するための条例です。審査では、何名くらいを予定しているかとの質問があり、来年度は森林文化アカデミー限定で、2、3名を予定しているとの答弁がありました。

また、貸与の償還免除となる2分の3年、すなわち、2年の修学期間なら3年勤めれば 免除となることに関しては、看護師の例にならって決めたという答弁がありましたが、妥 当かどうか森林組合では判断できないかもしれないが、意見は伺ったとのことでした。

次に、議案第33号について申し上げます。本案は、従来の家畜診療所が、農業共済事務組合の合併により、管轄範囲が広範囲となったため、飛騨市独自の家畜診療所を設置するための条例です。審査では、場所に関する質問があり、吉城営農センター1階を借りるということ、また、診療費は変わらないのかという質問には、農業共済や家畜診療所、また県内の診療料金を参考にして平均的な金額にしたとの答弁がありました。

次に、議案第34号について申し上げます。本案は、飛騨市の獣医を確保するための奨学金等の貸し付けのための基金を設置する条例です。審査では、獣医師は市内に何名いるのかの質問に対しては、公務員獣医師が3名、開業医が1名とのことでした。また、獣医師も普通の医師と同じ待遇にできないのか、との質問には、公務員の給料は給料表で決まっており、単独で上げることができないので、それをカバーするために、手始めとしてこういった施策を講じて体制を整えたいとの答弁でした。

次に、議案第35号について申し上げます。本案は、一部の観光施設の使用料金を改正する条例です。審査では、総合交流ターミナルの料金に関して一般的な料金を教えてほし

いとの質問に対しては、料金の説明がありましたが、わかりにくいのでしっかり把握して おいてほしいという要望もありました。

次に、議案第36号について申し上げます。審査では、一等水路と二等水路の区分けについての質問があり、一等水路は他市町村に受益や流域を持つ受益面積100~クタール以上の用水路、または流益面積200~クタール以上の排水路ということで、具体的には古川町内の宮川右岸用水などがある。また、二等水路については、他市町村に受益や流域はないが、受益面積100~クタール以上の用水路または流益面積200~クタール以上の排水路ということで、古川町地内の三ケ区用水などがあるとの答弁でした。

また、経営体育成事業とかんがい排水事業についての質問では、是重地区の圃場整備や、 三ケ区用水の整備であること、そして分担金は国のガイドラインに基づいているという 答弁がありました。

次に、議案第37号について申し上げます。本案は、農林業施設の災害復旧事業に係る 分担金を徴収しないとするものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第38号及び議案第39号について申し上げます。本案は市道路線の認定、 廃止であります。審査では、廃止した後はどうなるのかとの質問があり、その路線につい ては、廃止後は農道となるとの答弁がありました。

次に、議案第40号について申し上げます。本案は、不正入居により明け渡し要求した際の利息の割合を、「年5分の割合」としていたものを、法定利率に改めるものです。質疑はありませんでした。

最後に、議案第41号について申し上げます。本案は、坂巻公園テニス場を、都市公園 条例から削除するものです。審査では、神岡町にテニス場はどれだけあるのかという質問 があり、都市公園としては、ここ以外にはないという答弁でした。

当委員会に付託されました、これら16案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔產業常任委員長 井端浩二 着席〕

◎議長(葛谷寛德)

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (「なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛德)

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第26号から議案第41号までの16案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決いたします。

議案第26号から議案第41号までの16案件について、委員長の報告は、可決であります。これら16案件は、委員長報告のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛德)

ご異議なしと認めます。よって、これら16案件については、委員長報告のとおり可決 されました。

◆日程第39 議案第43号 令和2年度飛騨市一般会計予算

○議長(葛谷寛德)

日程第39、議案第43号、令和2年度飛騨市一般会計予算を議題といたします。議案 第43号につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審 査結果報告書のとおり、原案を可決すべきものとしています。

予算特別委員会での審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する 予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は 省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛德)

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行います。本案について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

原案に賛成の討論を行います。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番(籠山恵美子)

討論の機会をいただけたことに感謝いたします。今定例会では条例案、予算案など52 議案を、私なりに慎重に審査いたしました。

地方議会でのこの本会議はまさに「議員の討論の広場」と言われています。ですから、 反対討論をする場合にのみ理由があるのではなく、賛成するにも理由があり、それをきちんと論じることは、議員として二元代表制の一方の市長に対する礼儀だと考えています。 その理念にたって、今回私は、52議案のうち、飛騨市の政策が盛り込まれている議案第43号、令和2年度飛騨市一般会計予算に賛成して、その理由を述べたいと思います。

新年度の予算編成にあたっての市長の方針は「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」の実現ということです。そしてその実現にはまだ不十分である「弱い立場の方の支援」と「暮らしの質の充実」を重点施策としています。本来、地方自治の本旨は「住民の福祉の増進」のはずですが、合併飛騨市の行政で、このように市政方針に明確に打ち出されたのは都竹市政が初めてではないでしょうか。

これまで私が関わってきた市政でよく耳にした常套句、それは「財政が厳しい」、「福祉につかえる自主財源が足りない」、「それは考えておりません」、こういうことです。この定例会中、この言葉は一度も聞かれませんでした。こんなに変わるものかと正直驚きました。県内21市で飛騨市は必ずしも福祉がずば抜けていたわけではありません。県内21

市のデータを比べれば一目瞭然でした。これまでの4年間で飛騨市は徐々に民生分野が 底上げされてまいりましたが、まだまだ市民生活は厳しい状況です。

ですけれども、新年度予算では、長引く景気低迷で市民生活が苦しい中、方針どおり民生分野にさまざまな新規事業が打ち出され、例えば生活支援や子育て支援、全世代の健康づくりなど新たに32事業が予算化、制度の拡充も15本ほど増えていることが確認できました。

中でも難聴による補聴器購入への助成、高齢者の交通事故防止への助成、高校生への医療面での助成などは実際に市民に待たれていた要望の実現として、評価されると考えます。重点施策の具現化として今後一年間、しっかりとしたこれらの成果を期待し、チェックしてまいりたいと思います。

もちろんすべて手放しで賛成なわけではありません。財政調整基金など基金のあり方、 国民健康保険制度の運用、また委員会審査で何人もの議員から疑問が出された農産物直 売施設計画などなど、異論のある課題はいくつもあると思います。これらは、執行部との 合意形成のためにしっかりと議論の余地を残して、今後もねばり強く審査に臨みたいと 思います。

新年度予算の執行のなかでもっとも懸念されるのが、新型コロナウイルス被害です。収 束のめどが立たない状況で、予測不可能な事態がしばらく続きそうです。まちの中には、

「飛騨市は経済政策が見えない」という声も少なからずあります。そんな中でのコロナウイルスの環境被害ですから、市民の不安も高まります。先日まで商売が順調だった方も、明日には経済弱者となり得る状況です。強者が一転弱者になったとしても市が迅速に救済できれば、それも緊急時のひとつの経済政策であると、私は考えます。飛騨市の経済をどん底につき落とさないよう、日々、迅速な市独自の対応がとられていることをひとまず高く評価しつつ、今後より一層、市民のいのちと暮らし、生業をまもって、機敏な財政出動にご尽力くださることを強く期待したいと思います。これをもって、私の新年度予算案に対する賛成討論といたしたいと思います。

[11番 籠山恵美子 着席]

◎議長(葛谷寛德)

以上で討論を終結し、これより採決をいたします。本案の委員長報告は可決であります。 本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛德)

ご異議なし認めます。よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第52 議案第56号 令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

◎議長(葛谷寛德)

日程第40、議案第44号、令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計から日程第52、 議案第56号、令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの13案件を会議 規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら13案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に 配付の審査結果報告書のとおりであります。

予算特別委員会での審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛德)

ご異議なしと認めます。よって、これら13案件にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行いますが、議案第44号から議案第56号までの13案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、一括して採決いたします。これら13案件については、委員長報告は可決すべきものであります。よって、これら13案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よってこれら13案件は、原案のとおり可決されました。

◆日程第53 議案第62号 損害賠償の額の決定について

◎議長(葛谷寛德)

日程第53、議案第62号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を 求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長(青木孝則)

議案第62号、損害賠償額の決定について説明させていただきます。損害賠償の額の決定について。損害賠償の理由ですが、令和2年2月25日、午後2時40分ごろ、飛騨市古川町本町地内の古川まつり会館交差点において、職員が市道中気多線から一般県道古川国府線へ公用車を右折させる際、赤信号のため高山方面へ向かって停車中の相手車に衝突し損傷させたものでございます。

損害賠償の額ですが、38万930円。内訳ですが車両の修理費でございます。相手方

の過失割合は、ゼロパーセント。飛騨市の過失割合は、100パーセントでございます。 損害賠償をする相手方につきましては、記載のとおりでございます。相手方には、けがは ございませんことをご報告させていただきます。

なお、法律上の義務に属する20万円未満の損害賠償の額を定めること。ただし、交通 事故に係るものにあっては、100万円未満の賠償額で市が加入する保険等のみで補て んできるものについては、専決処分ができることになっていますが、本案件は20万円を 超え、保険金は車両の評価額まで支払われないことから保険金のみで補てんできないた め議案として提出しています。よろしくお願いいたします。事故の相手方に対しましては、 大変ご迷惑をおかけしたことをこの場をお借りしてお詫び申し上げます。

[基盤整備部長 青木孝則 着席]

◎議長(葛谷寛德)

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番(高原邦子)

この事故の様子を見るとですね、赤信号のために停まっていた車にですね、右折車がこれは衝突させたということなんですけれど、ちょっと様子がわからないのですが、これは何か気分でも悪かったとか、ちょっと納得できないのですが。どうするとこの赤信号に停まっているのにぶつかるのか。想像がつかないのですが、どういう状況だったのですか。

◎議長(葛谷寛德)

答弁を求めます。

□基盤整備部長 (青木孝則)

信号待ちをしている車に右折でぶつかるということで、ちょっとあれなんですが、ちょうど反対側に歩道がありまして、そちらのほうに歩行者が来る。中気多線から市役所のほうに曲がろうとしたときに目の前に歩行者がちょっと離れていたけれど見えていたということで、そちらに気をとられていたらハンドルを切ったまま戻すことなく突っ込んでしまったということですので、職員にしっかりと注意はしましたけれども、しっかりとした安全確認をしながらの運転を心がけるように指導をしてまいります。

◎議長(葛谷寛德)

ほかに質疑はありませんか。

○10番(野村勝憲)

たしか私、1カ月以上前だったと思いますけれども、ある市民から「市の職員がスマートフォンで車を運転しているということで注意をしてくださいよ」ということを耳にしまして、たしか総務部長にお話ししたと思いますね、そのことをね。これは気をつけないといけないですよということで、すぐ総務部長に伝えたと思いますけれども、このへんについてですね、市長としてその情報は伝わっているでしょうか。

◎議長(葛谷寛德)

答弁を求めます。

△市長(都竹淳也)

部長会議でも情報共有していますし、そうしたこと、時折いろんなかたちでのお話がありますので、共有して市役所職員に徹底するようにいたしているところでございます。

◎議長(葛谷寛德)

ほかに質疑はありませんか。

○9番(前川文博)

今回、損害賠償の議案ということで出ているのですが、通常ですと専決ということで、 市の車のほうの修理代というものは、そういったものについてはいくらかかったのかを 教えてください。

◎議長(葛谷寛德)

答弁を求めます。

□総務部長(泉原利匡)

公用車の修理費でございますが、23万7,220円でございます。

○9番(前川文博)

市のほうの修理代というものは保険で出るのか、一般財源なのか、そのへんを教えてください。

◎議長(葛谷寛德)

答弁を求めます。

□総務部長(泉原利匡)

保険の対応となります。

◎議長(葛谷寛德)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第62号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号については、委員会付託を省略することに 決定いたしました。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

◎議長 (葛谷寛徳)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◆日程第54 報告第1号 損害賠償の額の決定について

◎議長(葛谷寛德)

日程第54、報告第1号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長 (清水貢)

報告第1号、損害賠償の額の決定について。損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。内容につきましては、公用車による物損事故でございます。発生日時、場所ですが、令和2年2月27日、午後1時10分ころ、飛騨市古川町上野地内でございます。事故の概要でございますが、職員が駐車場から後進して市道鮎之瀬線に出ようとしたところ、後方確認を怠り赤信号のため上野方面へ向かって停車中の相手側車両の左側に接触し損傷させたものでございます。相手方は、表記の方でございます。相手方損害額が15万2,647円、市の過失割合は100パーセントでございます。内容につきましては、損害賠償金が全額でございまして、全額、保険金の対応とさせていただいています。専決年月日が令和2年3月24日でございます。この件につきましても当該職員が相手方に謝罪をいたしまして、非常に職員は反省をしているところでございます。まことに申し訳ございませんでした。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

◎議長(葛谷寛德)

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番(高原邦子)

これもですね、ちょっと状況を教えていただきたいんです。駐車場から出るときに、後進ということはバックをして、そして赤信号で停まっている車両にぶつけるわけですよね。普通、駐車場ですから、一応前進していくようなかたちをとりませんかね。これ自動車学校でも習うのですけれど、なかなか後ろ向きでばーっといくということは、普通しないのですけれど、ここは駐車場がせまくて、前進のほうに車を向けなおすことができなかったのか。こういうね、反省されているということで、誰も事故をしたいと思ってするわけではないですけれど、こういった運転の仕方をする人はまたやりますよ、これ。何でもバックでバーっと。怖い思いを私もしたことがありますけれど、その点、清水部長は担当の部長として、どのようなご指導をされたのでしょうか。伺いたいと思います。

◎議長(葛谷寛德)

答弁を求めます。

□商工観光部長 (清水貢)

状況でございますが、飲食店の駐車場に入る際に前向きで入ったという状況でございます。飲食が終わりまして、市外のお客さんも同乗されていましたので、お客さんを乗せ

て、職員が乗って、市道鮎之瀬線のほうに出ようとしたという状況でございます。その際に接触を起こしたということでございます。バックのままでしたので、後方確認を怠ったという状況でございました。指導といたしましては、当然ですが、ロングボディーの公用車でございましたので、しっかりバックモニターとか後方確認をしっかりするようにということで、当時は指導を行いました。それとその後でございますけれども、職員につきましては、このロングボディーの車両につきましては、ほかの方の運転で、乗車しているというような状況でございます。

◎議長(葛谷寛德)

ほかに質疑はありませんか。

○10番 (野村勝憲)

私の記憶がまちがっていなかったらですけれども、平成30年に私、一般質問の中だったかと思いますけれども、中にも入れたと思います。ガバナンスの件でですね、そのときですね、たしか3回か4回、連続してですね、平成30年に交通事故を起こしています。それについて指摘したと思いますが、また起きたわけですけれども、私はですね、市の職員のそれぞれの不注意もありますけども、市の組織の管理がどうなっているのか。そこに疑問を抱いていたんですね。また起きたことについて市長はどのような見解ですか。

◎議長(葛谷寛德)

答弁を求めます。

△市長(都竹淳也)

今回両方とも若い職員なんですが、車の運転、常に注意はしているわけですけれども、ある程度事故が起こるということも考えざるを得ないですが、それを前提にしながらですね、やはり注意を常に促していくしか方法がないというのではないかと思います。公用車での出張を止めるということもできませんし、普段それぞれ皆さんも自家用車を運転しているという中で、車の運転というのはある程度慣れているというか、たまにしか運転しないという人は決して多くないわけでありますので、そういうことを考えますと、やはり注意を促し続けるよりほかにないと。例えば、保険という制度があるということは、ある程度事故がどなたでも起こすという前提の中であるわけでありますので、そこは踏まえつつですね、とにかく注意を促していくよりほかはないというふうに思っています。

◎議長(葛谷寛德)

ほかに質疑はありませんか。

○11番(籠山恵美子)

これまで幾多あった職員の事故のこういう処理なのですが、私が気になるのは、この過失割合なんですね。これまでほとんど市の過失割合が100パーセントなんです。例えば私たちが自家用車で運転しているときも、私も経験がありますけれども、信号で交差点で停まっていても、相手が信号無視してぶつかってきても10パーセントぐらいとられるんですよ、こちらは。それを避ければいいのに避けなかったあなたも悪いと10パーセン

トぐらいはとられるんですよね。それが過失割合がいつでも大体100パーセント市がもつということは、穏便に済ませたいから市が100パーセント保険でもっているのか。本当に100パーセント職員に過失があるとするならば相当悪質だと私は思わざるを得ないんですね。悪質とはおかしいですけれどね。相当不注意、ひどいと思わざるを得ないんです。ですからこのあたりのですね、実態はどうなのかということと、本当に保険も市民の税金で支払っているわけですから、そのあたりの公正な判断で職員へのきちんとした指導というのが大事かなと思うのですが、これはどなたに聞いたらいいのでしょう。総務部長でしょうか。副市長ですか。職員のトップの副市長、いかがでしょうか。

◎議長(葛谷寛德)

答弁を求めます。

□副市長(湯之下明宏)

まず、この100ゼロにつきましては、相手方が赤信号でもう停車されていたということで、保険会社のほうでもこれは100ゼロということであります。籠山議員がおっしゃった10パーセント負担があるというは、どういう状況かわかりませんが、今回は赤信号できちんと停まっていらっしゃったので、100ゼロになったということでございます。こういった事故につきましては、あってはならないんですけれども、どうしても年のうち何回か起きてしまいます。このことにつきましては、先ほど都竹市長の答弁にありましたように引き続きいろんな注意喚起をするということを続けるしかないと思っていますが、このほかにもいい方法があるのかないのかにつきましては、調べながらもう少し起きない工夫をしてまいりたいというふうに考えています。

◎議長(葛谷寛德)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

◎議長 (葛谷寛德)

以上で質疑を終結し、報告第1号を終わります。

◆日程第55 飛騨市選挙管理委員及び同補充員の選挙

◎議長(葛谷寛德)

日程第55、飛騨市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。当議会で選挙する 選挙委員の数は4名、同補充員の数は4名です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって 指名推薦にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛德)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いま

す。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

◆休憩

◎議長(葛谷寛德)

ここで、資料配付のため、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時52分 再開 午前10時53分)

◆再開

◎議長(葛谷寛德)

休憩を解き、会議を再開します。

それでは飛騨市選挙管理委員には、大久保知惠子さん、中畑広一さん、佐藤邦宏さん、菱村文夫さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名した方を飛騨市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛德)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大久保知惠子さん、中畑 広一さん、佐藤邦宏さん、菱村文夫さん、以上の方が飛騨市選挙管理委員に当選されま した。

次に、飛騨市選挙管理委員補充員の指名を行います。中齋正己さん、田下英男さん、 大家利樹さん、下出由美子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長が指名した方を飛騨市選挙管理委員補充員の当選人と 定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛德)

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました中齋正己さん、田下英男さん、大家利樹さん、下出由美子さん、以上の方が飛騨市選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順位についてお諮りします。補充の順位は、ただいま議長が指名しました順位にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(葛谷寛德)

ご異議なしと認めます。よって、補充の順位は、ただいま議長が指名しました順位に 決定いたしました。

◆日程第56 閉会中の継続調査申出書(総務常任委員会) から

日程第58 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会)

◎議長(葛谷寛德)

次に日程第56から日程第58までを会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

お諮りいたします。総務常任委員会、産業常任委員会、議会運営委員会から会議規則 第111条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

閉会中の継続調査については、お手元に配付しました申し出書のとおり決することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長 (葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、申出書のとおり行うことに決しました。

◆閉会

◎議長(葛谷寛德)

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで福田代表監査委員より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔代表監查委員 福田幸博 登壇〕

□代表監査委員(福田幸博)

議長から発言のお許しがありましたので、任期満了に伴う監査委員退任の挨拶をさせていただきます。

私は、平成9年4月7日に旧古川町の監査委員に選任されました。平成16年3月29日からは、新制飛騨市の監査委員に選任され、今日まで23年間という長きにわたり務めさせていただきました。

職務執行にあたりましては、本市の行財政運営が地方自治の本旨にのっとった執行がなされているのか。常に公正不偏の立場で監査すべきことと、一意専心、取り組んでまいりました。

その間、議員各位並びに市長はじめ職員の皆様方には多大なご協力をいただきました。 本当にありがとうございました。とくに歴代の議選監査委員、監査事務局、会計事務局の 皆様のご協力があってこそ職務をまっとうできましたこと、改めましてお礼申し上げま す。 今、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が世界経済・日本経済を大きく停滞させ、 減退させている中、飛騨市は対策本部をいち早く立ち上げて、市民生活や市内業者の経営 対策の支援に奮闘されている姿に敬意を表すものであります。

今後、飛騨市がこの難局を乗り越え、さらなる発展、繁栄することを祈念し、関係各位 のご健勝を切にご祈念申し上げまして、退任の挨拶といたします。

長い間、ありがとうございました。

〔代表監查委員 福田幸博 着席〕

◎議長 (葛谷寛徳)

発言が終わりました。

◆休憩

◎議長(葛谷寛德)

ここで、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時58分 再開 午前11時02分)

◆再開

◎議長(葛谷寛德)

休憩を解き、会議を再開いたします。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

△市長(都竹淳也)

閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。今議会、3月9日から19日間ということでございましたが、一般会計の補正予算、条例制定改正、令和2年度予算など多数の案件につきまして慎重かつ活発なご審議を賜りまして、すべての議案につきまして可決のご決定を賜りました。誠にありがとうございました。本会議並びに各委員会を通じて議員の皆様からいただきました数々のご指摘やご意見、また各種の答弁等におきまして申し上げた事項につきましても、しっかりと受け止めさせていただき、これまでと同様、進捗状況を管理しながら実施に向けて取り組んでまいりたいと思います。

世界中で新型コロナウイルスの感染が蔓延しておりまして、パンデミック状態という 状況になっております。今議会におきましては、飛騨市としての感染予防策や経済対策を 打ち出しまして、緊急の補正予算もお願いをいたしました。お認めをいただき、現在その 執行にあたっているところでございます。日本全国で感染者が拡大しておりまして、岐阜 県においても、今朝までに15名の感染者がでております。飛騨市、また飛騨地方におい ても、いつ感染者が出てもおかしくないという状況にあると認識しておりまして、まった く予断を許さない状況にございます。また、新型コロナウイルスの影響は、全世界が戦後 経験したことのない非常事態であると認識していまして、収束も見通せないという状況 の中で、出口が見えない大変厳しい状況にございます。今後も時々刻々と状況が変化していくものと思われますので、随時臨機応変にさまざまな対策を打っていく必要がございます。今後、場合によりましては、臨時会を招集させていただくこともあり得ますので、その節は、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。最後に、今議会、新たに就任されました葛谷議長、澤副議長並びに各委員会等委員に御就任されました議員の皆様方に改めてのお祝いを申し上げますとともに、議員各位の市政発展に向けたより一層のお力添えをお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長 (葛谷寛德)

以上で市長の発言が終わりました。

ここで閉会にあたり一言お礼を申し上げます。改選後初めての定例会は、3月9日から本日まで19日間にわたりまして、皆様方のご協力によりまして、すべてご承認をいただきました。とくにいまほどありましたように新型コロナウイルスの拡大によりまして、大変議会運営が心配されましたが、滞りなく閉会できますことを心からお礼申し上げます。執行部の皆様方のご協力に感謝しまして、成立しました補正予算やまた本予算の執行を速やかに対応されるようお願いをいたします。また、先ほど長い間監査委員を務めていただきました福田監査委員にお礼を申し上げ、ご挨拶といたします。

それでは本日の会議を閉じ、3月9日から19日間にわたりました令和2年第1回飛 職市議会定例会を閉会といたします。おつかれさまでした。

(閉会 午前11時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 葛谷寛徳

飛騨市議会議員(1番) 小笠原美保子

飛騨市議会議員 (2番) 水上雅廣